

飯山市告示 第1号

令和7年飯山市告示第83号で告示した指定公金事務取扱者の指定について、当該指定公金事務取扱者の商号に変更があったため、次のとおり告示する。この告示は、告示の日から施行し、令和8年1月1日から適用する。

令和8年1月5日

飯山市長 江沢 岸生

指定公金事務取扱者の名称変更

名 称	事務所の所在地
株式会社八十二長野銀行 ※ (旧名称：株式会社八十二銀行)	長野県長野市大字中御所字岡田178-8

※2026年1月1日から名称変更